

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 16-投法 1-3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 18 年 12 月 13 日

【発行者名】 日本リテールファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 近 藤 順 茂

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
常務執行役員 南 俊一

【電話番号】 03-5293-7081

【発行登録の対象とした募集内国投 資証券に係る投資法人の名称】 日本リテールファンド投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投 資証券の形態】 投資法人債券

【今回の募集金額】 第 4 回無担保投資法人債 200 億円

【発行登録書の内容】

- (1) 【提出日】 平成 16 年 12 月 17 日
- (2) 【効力発生日】 平成 16 年 12 月 27 日
- (3) 【有効期限】 平成 18 年 12 月 26 日
- (4) 【発行登録番号】 16-投法 1
- (5) 【発行予定額】 300,000 百万円

【これまでの募集実績】

番 号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額 (円)
16-投法 1-1	平成 17 年 1 月 27 日	35,000 百万円	—	—
16-投法 1-2	平成 18 年 2 月 9 日	10,000 百万円	—	—
実績合計額 (円)		45,000 百万円 (45,000 百万円)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 255,000 百万円
(255,000 百万円)
(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額
の合計額(下段括弧書きは発行価額の総額の
合計額)に基づき算出しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【投資法人債券】

(1)【銘柄】

日本リテールファンド投資法人第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

(2)【投資法人債券の形態等】

① 本投資法人債は社債等の振替に関する法律（以下「社振法」という）の適用を受け、下記(17)項「振替機関又は登録機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程に従って取り扱われるものとし、同法第115条で準用する第67条第1項の規定にもとづき本投資法人債についての投資法人債券は発行しない。

② 取得格付

格付	指定格付機関の名称	格付取得日
A2	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リンク	平成18年12月13日
A	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス	平成18年12月13日
AA-	株式会社格付投資情報センター	平成18年12月13日

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は発行しない。

なお、振替投資法人債の総額は、金200億円である。

(4)【各投資法人債の金額】

1億円の1種

(5)【発行価額の総額】

金200億円

(6)【発行価格】

額面100円につき金100円

(7)【利率】

年1.60パーセント

(8)【利払日及び利息支払の方法】

①本投資法人債の利息は、発行日の翌日から償還期日（下記(9)「償還期限及び償還の方法」④号で定義する。以下同じ）までこれをつけ、平成19年6月22日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月22日及び12月22日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か

年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。

②利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。

③償還期日後は本投資法人債には利息をつけない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から 7 日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記（7）項「利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとする。

④本投資法人債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から 7 日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記（7）項「利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとする。

（9）【償還期限及び償還の方法】

①本投資法人債の元金は、平成 23 年 12 月 22 日にその総額を償還する。

②本投資法人債の償還金額は、額面 100 円につき金 100 円とする。

③本投資法人債の買入消却は、発行日の翌日以降、下記(17)項「振替機関又は登録機関に関する事項」に記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。

④本投資法人債を償還すべき日（以下「償還期日」という）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げる。

（10）【募集の方法】

一般募集

（11）【申込証拠金】

額面 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。

申込証拠金には利息をつけない。

（12）【申込期間】

平成 18 年 12 月 13 日

（13）【申込取扱場所】

下記(20)項「その他 I. 引受等の概要」に記載の引受人の本店及び国内各支店

（14）【払込期日】

平成 18 年 12 月 22 日

（15）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

（16）【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

（17）【振替機関又は登録機関に関する事項】

振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成 13 年 10 月 18 日

登録番号 関東財務局長第 8 号

(19) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額 20,000 百万円から発行諸費用の概算額 100 百万円を控除した差引手取概算額 19,900 百万円は、19,570 百万円を借入金の借換資金（借入金返済）に、残額を運転資金に充当する予定である。

(20) 【その他】

I. 引受等の概要

本投資法人債の引受けは以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 5 番 1 号	14,000	1 引受人は、本投資法人債の全額につき共同して買取引受を行う。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目 9 番 1 号	6,000	2 本投資法人債の引受手数料は額面 100 円につき金 40 銭とする。
計	—	20,000	—

II. その他

1. 本投資法人債の発行の手続

本投資法人債は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行日前に募集に関する役員会の承認が行われたものであり、同法第192条第19項の規定にしたがい、同法第191条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下旧投信法といい、同法第191条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律を以下新投信法という）にもとづき発行の手続が行われる投資法人債である。

2. 財務代理人

- (1) 本投資法人は、別に定める財務代理契約証書にもとづき、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下財務代理人という）に本投資法人債の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。
- (4) 合併等により財務代理人の名称または住所が変更される場合には、本投資法

人はその新たな名称または住所を公告する。

- (5) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に請求等を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

3. 投資法人債管理会社の不設置

本投資法人債は、旧投信法第139条の3ただし書（新投信法第139条の8ただし書に相当）の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理会社（新投信法上の投資法人債管理者に相当）は設置されていない。

4. 物上担保及び保証の有無

本投資法人債には物上担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

5. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除く）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければならない。なお上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

- (2) 前号により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

6. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から7日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正または治癒された場合は、その限りではない。

- ① 本投資法人が上記(9)項「償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、7日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- ② 本投資法人が上記(8)項「利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、14日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- ③ 本投資法人が上記「II. その他5. 財務上の特約(1)担保提供制限」の規定に違背したとき。
- ④ 本投資法人が本投資法人の本投資法人債以外の投資法人債または投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したときまたは期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- ⑤ 本投資法人以外の者の発行する社債または社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (2) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失する。
- ① 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く）の決議をしたとき。
 - ② 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の決定、または特別清算開始の決定を受けたとき。
 - ③ 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りでない。
 - ④ 本投資法人の純資産の額が、新投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から新投信法第215条第2項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。
- (3) 本項第1号または第2号の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日または直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による利息を付するものとする。

7. 公告の方法

本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、財務代理人が本投資法人からの通知を受けて、本投資法人の名においてこれを行うものとし、法令に別段の定めがあるものを除き本投資法人の規約所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

8. 投資法人債権者集会

- (1) 本投資法人債の投資法人債権者集会（新投信法にもとづき行われる。以下同じ）は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所ならびに投資法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき投資法人債権者に通知すべき事項を公告する。
- (2) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本投資法人債の総額（償還済みの額及び本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額を除く）の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社振法第86条に定める書面を本投資法人または財務代理人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及

び招集の理由を記載した書面を本投資法人または財務代理人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本項第1号及び第3号にともなう事務手続については、財務代理人が本投資法人の名においてこれを行うものとし、財務代理人が本投資法人債の投資法人債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を本投資法人に通知し、その指示にもとづき手続を行う。
- (5) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類(新投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいう)の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催される。前4号の規定は、本号の投資法人債権者集会について準用する。

9. 時効

本投資法人債の消滅時効は、新投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とする。

10. 追加発行

本投資法人は、隨時、本投資法人債の投資法人債権者及び利息債権者の同意なしに、本投資法人債と初回利払日ないし発行価格を除く全ての点において本投資法人債と同じ要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる投資法人債（以下追加投資法人債という）を追加発行することができる。追加投資法人債の発行日以降、本投資法人債の投資法人債要項（以下本要項という）に関する各規定は、当該追加投資法人債にも及ぶものとする。

11. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店及び財務代理人の本店に本要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

12. 発行代理人及び支払代理人

上記（17）項「振替機関又は登録機関に関する事項」に記載の振替機関が定める業務規程（以下業務規程という）にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取扱う。

13. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

- ① 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（新投信法第117条第1号関係）

みずほ証券株式会社、野村證券株式会社

- ② 財務代理人に委託する発行及び期中事務（本投資法人債に係る発行代理人業務及び支払代理人業務を含む）（新投信法第117条第3号及び第6号関係）
株式会社三菱東京UFJ銀行

なお、平成18年5月1日付改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息または償還金の支払に関する事務は、社振法及び上記（17）項「振替機関又は登録機関に関する事項」に記載の振替機関が定める業務規程等（以下業務規程等という）の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理される。

③ 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（新投信法第117条第2号関係）

株式会社三菱東京UFJ銀行

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（新投信法第117条第2号から第6号関係）

三菱UFJ信託銀行株式会社

14. 投資信託委託業者

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

15. 資産保管会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

16. 元利金の支払

本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社振法及び業務規程等に従つて支払われ、本投資法人は、支払代理人を経由しての業務規程に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、免責されるものとする。

17. 申込等

引受人は、募集に際して、上記（11）項「申込証拠金」に記載の申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

証券取引法第27条において準用する証券取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第9期（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日） 平成18年11月24日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類である平成18年11月24日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に記載された投資リスクについて、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在、変更がないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本リテールファンド投資法人 本店
(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)